

定款変更理由書

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「会社法整備法」という。）（令和元年 12 月 11 日法律第 71 号）の施行に伴う農業協同組合法（以下「農協法」という。）の一部改正および農協法の規定に基づく農業協同組合法施行規則（以下「農協法施行規則」という。）の一部を改正する省令（令和 3 年 2 月 15 日農林水産省令第 4 号）の施行ならびに銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 2 年内閣府令第 3 号）の施行に伴う農協法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年 12 月 23 日農林水産省令第 85 号）の施行に伴い、定款の一部を変更しようとする。

なお、主な変更については以下のとおりである。

1. 経営管理委員会の決議事項について（第 59 条）

会社法整備法による農協法改正により、組合と役員等との間の補償契約および役員等のために締結される役員賠償責任保険契約の内容の決定をする際には、経営管理委員会の決議によらなければならないこととされた。（農協法第 35 条の 7 第 1 項、第 35 条の 8 第 1 項、農協法施行規則第 84 条の 2）

また、補償契約に基づく補償をした理事および当該補償を受けた理事および経営管理委員は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を経営管理委員会に報告しなければならないこととされた。（農協法第 35 条の 7 第 4 項）

以上をふまえ、定款に内容を追記する変更を行う。

※補償契約とは、組合が役員に対して費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約をいう。
※役員賠償責任保険契約とは、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とする契約をいう。

2. 理事会の決議事項について（第 65 条）

銀行法施行規則等の改正に伴い銀行等において、債務者区分が要注意先以下の貸出金等について「リスク管理債権」として開示が求められているとともに、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく「金融再生開示債権」の開示を求められているが、開示の十分性等に配慮しつつ、開示事項の簡素化・明確化等を図るため、開示区分が一本化された。

農協においても、農協法施行規則に「リスク管理債権」の開示が規定されており、開示区分の一本化を伴う同様の開示区分が見直しされた。

以上をふまえ、定款の該当箇所の変更を行う。（農協法施行規則第 127 条第 3 項各号、第 204 条各号、第 205 条各号および別紙様式第 6 号（1）第 12）

3. 理事会の決議方法及び議長について（第 67 条）

経営管理委員を置く組合において、経営管理委員は理事の業務執行を監督する権限を有しており、また必要な場合においては理事会に出席して意見を述べることは差し支えないとされている。このことから、理事会に出席している経営管理委員を理事会の議事録に署名又は記名押印する者とする変更を行う。

4. その他（第 8 条、第 25 条）

定款の一部変更に伴い、欠番として抹消した条名を表示する変更を行う。